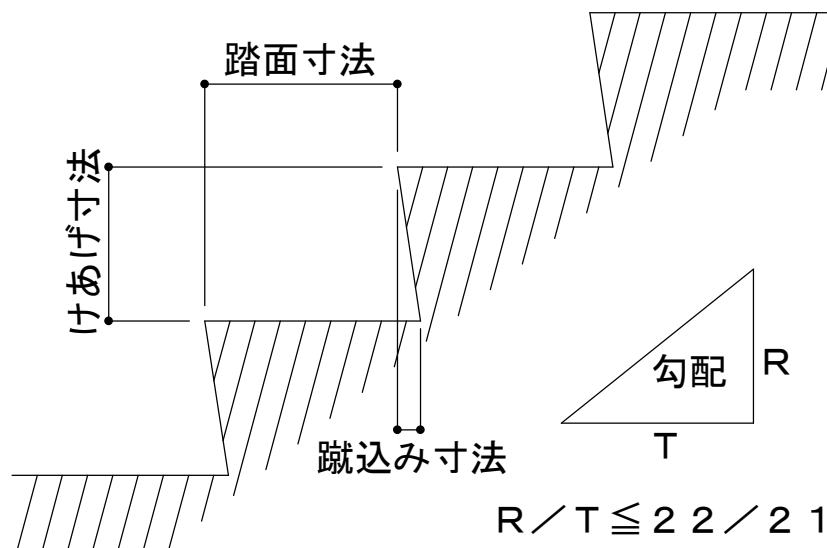


## ■階段 けあげ寸法・<sup>ふみづら</sup>踏面寸法の関係

勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上であること。また蹴込みは30mm以下であること。

廻り階段部分における踏面寸法は、踏み面の狭い方の端から300mmの位置において測ること。



## ■階段 けあげ寸法・踏面寸法（例）

踏面寸法	けあげ寸法	踏面寸法	けあげ寸法
195mm	178～204mm	250mm	150～200mm
200mm	175～209mm	255mm	148～197mm
205mm	173～214mm	260mm	145～195mm
210mm	170～220mm	265mm	143～192mm
215mm	168～217mm	270mm	140～190mm
220mm	165～215mm	275mm	138～187mm
225mm	163～212mm	280mm	135～185mm
230mm	160～210mm	285mm	133～182mm
235mm	158～207mm	290mm	130～180mm
240mm	155～205mm	295mm	128～177mm
245mm	153～202mm	300mm	125～175mm

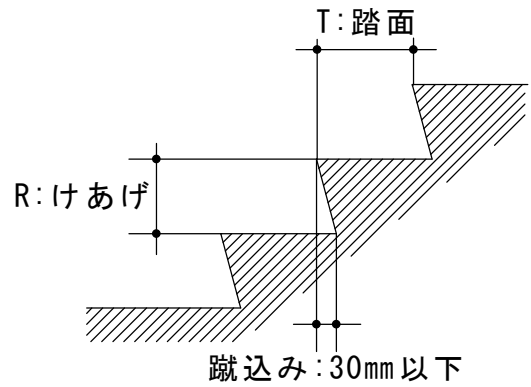
# ■ 階段

次のア～エのすべてに適合していることとします。

注) ホームエレベーターが設けられている場合は エ のみ

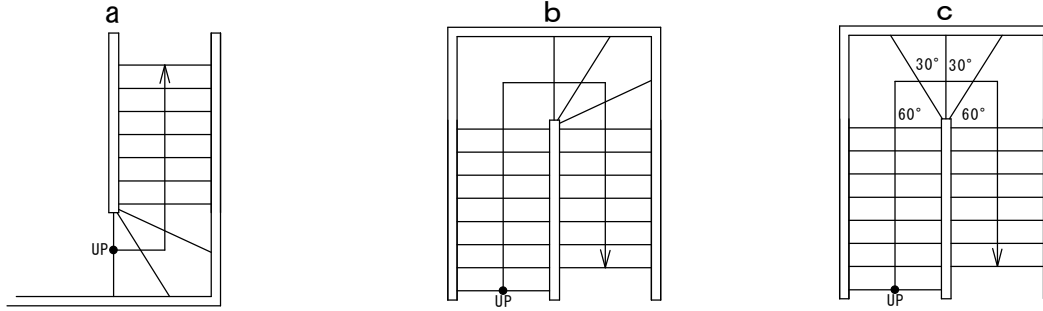
ア 各部の寸法は以下のすべての式に適合するものとします。

- ①  $R$  (けあげ) /  $T$  (踏面)  $\leq 22/21$
- ②  $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$
- ③  $T \geq 195\text{mm}$



※ 次の a～c のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定は適用しません。

- a 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
- b 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分
- c 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度および60度の順となる回り階段の部分



イ 蹴込みは30mm以下とします。

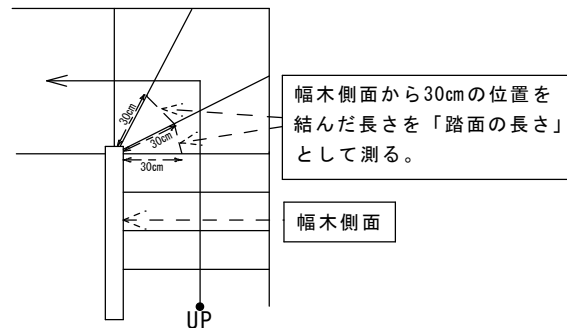
ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分については、踏面の狭い方から300mmの位置における寸法とします。

エ 建築基準法施行令第23条から第27条までに定める基準に適合するものとします。

## よくある質問 〈 階段 〉

Q 回り階段の「踏面の長さ」はどのように算定するのですか？

A 踏み板の狭い側の幅木側面からそれぞれ30cmの位置を結ぶ箇所における寸法となります。  
(「けあげ」も同様です。)



★ 令和5年度より、上記 a～c の記載に加えて下記2点を追加します。  
上記の記載同様、該当する部分にあっては、アの規定は適用しません。

- ① 180度屈曲部分が5段で構成され、かつ、その踏面の形状がすべて36度となる回り階段の部分
- ② 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の形状がすべて45度となる回り階段の部分

